

## 海外療養費について

海外渡航中の急病やケガにより、やむを得ず日本国外の医療機関等で治療を受けた場合、日本国内で治療を受けた場合を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低い時はその額）から一部負担金を差し引いた金額を支給します。

- ※ 日本国内で保険適用されていない治療については対象になりません。
- ※ 治療を目的として日本国外へ出向き治療を受けた場合も対象になりません。
- ※ 海外療養費は、日本国内に住所のある方が短期間海外渡航したときの制度です。  
長期間日本国外に居住する場合の制度ではありません。
- ※ 診療を受けた方が帰国してから申請してください。

### 申請に必要なもの

- 保険証
- 印かん
- 診療内容明細書（傷病名・症状、治療・投薬内容等が詳細に記入されたもの）
- 海外の医療機関に治療費を支払った領収書
- 領収明細書（支払った金額の明細が詳しく記入されたもの）
- 治療を受けたときの旅券（パスポート）
- 世帯主の金融機関口座通帳（又は振込先口座のわかる書類）

※ 入院、外来、歯科を別にして医療機関ごとに1か月分ずつ作成してください。  
診療内容の詳細が分かるようにしてください。

※ 受診した医療機関で送付している書式『診療内容明細書』、『領収明細書』を記入してもらってください。また領収書も必ずもらってください。  
医療機関に診療内容明細書の作成を依頼するときには、「国民健康保険用国際疾病分類表」をお渡ししてください。

※ 送付様式の【診療内容明細書】、【領収明細書】が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付することが義務づけられています。  
また、翻訳文に翻訳者の住所・氏名の記載が必要です。

（問い合わせ先）

多久市役所 市民生活課 保険年金係  
（電話0952-75-2159）